

中央環境審議会第 115 回総合政策部会 事前意見

■資料名：第六次環境基本計画（案）

委員名	御意見・御質問
崎田委員	<p>■はじめに</p> <p>●新たに加えられた「はじめに」は、危機感を前提に、次の 10 年、30 年で持続可能な社会実現をめざす意志を明確に示しており、全体の内容に賛同する。なお、P5、25・26 行目「全員参加型」は、全員が意欲と責任をもって関わることを強調するため、「全員参画型」とすることを提案する。</p> <p>■全体に関する意見</p> <p>●これまで、「気候変動対策や循環型社会づくり」、「環境学習・環境教育、参加・参画、パートナーシップ」、「化学物質対策、福島対応の放射線リスクコミュニケーションや地域対話・復興まちづくり」などを重点的に発言してきた。今回の修正段階で、かなり加筆・修正していただいたことに、感謝する。</p> <p>なお、福島、特に浜通りへの対応は、放射線リスクコミュニケーションだけでなく、除去土壌の再利用や最終処分、中間貯蔵施設の将来含めた浜通りの今後など、多くの課題があり、今回の基本計画（案）で環境政策の大切な課題としてきちんと記載されたことを評価し、今後も積極的に進めていただくことを期待する。</p>

・見え消し版10P1-2行「新たに気候変動、土地利用変化、新規化学物質と淡水の利用について、不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあるとされた。【P】」にある「新規化学物質」の訳出について、読者に誤解を生じさせないように「**novel entities**」の訳であることの説明を注記に加えることを検討していただきたい。

・理由

令和5年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）の項においても同一の記載があるが、この用例の引用元での表現は「**novel entities**」である。一方、「新規化学物質」は、「既存化学物質」と対比される形で化審法や労働安全衛生法で定義されている用語でもある。地球の限界「**novel entities**」（新規な存在）は、「人類圏が存在しない場合には地球システムに存在しないもの」と定義されており、合成化学物質や物質（マイクロプラスチック、内分泌攪乱物質、有機汚染物質など）、核廃棄物や核兵器を含む人為的に移入された放射性物質、進化の人為的改変、遺伝子組み換え生物などが含まれる。その境界は「無害であることが証明され、モニタリングされていない限り、化学物質の環境への放出をゼロにする」という設定であり、定量化にあたっては適切な安全性評価と監視が行われている化学物質の割合を指標とし、現状において、膨大な割合の未試験の化学物質が環境中に放出されているため、安全な境界を越え高リスクの領域にあると結論づけている。なお、化審法等の法律上の「新規化学物質」は、適切な安全性評価が行われている化学物質群に分類されると思われるので、文字通りに読むと逆の評価となってしまう。

「**novel entities**」を「新規化学物質」とする訳出は、すでに環境白書で広く公表されていることに加え、本境界は人工的な化学物質の管理状況を評価の根拠としていることから修正までは要しないと考えるが、用語としての「新規化学物質」については異なる用例が化審法等での化学物質の管理の分野において広く定着しているため、混乱が懸念される。

[環境省 令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 状況第1部第1章第1節 地球の限界と経済社会の危機 \(env.go.jp\)](https://www.env.go.jp)

白石委員

・第2部1章の見出しは「重点分野ごとの環境政策の展開」の見出しについて、重点分野ではなく、「重点戦略の設定」に関連する見出しとすべきではないか？

・理由

第4次環境基本計画では「重点分野ごとの環境政策の展開」となっているが、第5次環境基本計画では「特定の環境分野に関する課題を直接的に解決することに比重を置いた分野別（縦割り）の重点分野を設定するという考え方とは異なることから、「第1章 重点戦略設定の考え方」を見出しとしている。今回の計画案での記載の内容は第5次環境基本計画の該当部分と同趣旨であるため、重点分野ではなく重点戦略の設定を見出しとすることが適当である。見出し以外の本文中で「重点分野」が出現するのは、「重点分野でのGX投資」1か所のみであり、重点分野の内容については具体的な記載はない。

・P33 「現実には我が国の国民の環境意識は、国際的には決して高いとは言えず」は、「現実には我が国の国民の気候変動に関する意識は、国際的には決して高いとは言えず」とするか、「国際的には決して高いとは言えず」の部分削除したらどうか？

・理由

国際的な調査との比較が必要であるが、脚注81は国内のアンケート結果のみからの考察で国際的な比較になっておらず、脚注82は気候変動に関する意識の比較に限られており、これをもって様々な要因をもつ「環境意識」に拡大するには問題があると考えため。

・ P163 L2「著しいリスクがあるものを第2種特定化学物質に指定」という記載は、正確性に欠けるのではないかと。「その結果に基づき」は不要に思う。例えば、「リスクを生ずるおそれがあると認められるものを第2種特定化学物質に指定し、所要の処置を講じる。」

・理由

「第2種特定化学物質とは、人又は生活環境動植物に対する長期毒性を有するおそれがあり、かつ相当広範な地域の環境中に相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質」とされているため。

・ P163 L28「分析法等の調査技術の向上を踏まえ」について、現状は、人材育成を含め、調査技術の向上を図る状況にあるように感じられるため、もう積極的な記載を期待したい。せめて、「分析法等の調査技術の向上を図りつつ」とはできないか？

・理由

論文数等、具体的な数値を持ち合わせていないが、環境分野では、先端技術の導入や普及が諸外国（アジアを含む）に比べ相当に遅れている現状と感ずるため。研究開発の俯瞰報告書（2023）によれば、研究機器・設備に関する課題（劣化、更新、ソフト面での遅れ）に加え、「分析化学、地球化学、環境化学分野の基礎研究を指向する国内の研究室が減少している。そのような研究に進もうとする学生も減少しつつあり、特に次世代を担うべき博士課程学生の減少が大きな問題となっている。欧州内や欧米間の人材交流や研究の連携は活発であるのに比べて、日本の国際連携は弱く、アジアの中においても存在感の低下が進んでいる。分析化学等の分野において、基礎的な部分を理解した上で俯瞰的に物事を捉え、考えられる人材を育成していく必要があると認識されている。」と現状分析されている。

[CRDS-FY2022-FR-03_21002.pdf \(jst.go.jp\)](#)

・編集上の誤植等

P48 3章（3）環境効率性の内容が「汚染者負担の原則等」の内容になっている。

高村典子
委員

- ・「ネイチャーポジティブ」用語の説明のあり方について。
環境基本計画（素案）を最初から読み進めると、p.11,line 22～に「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」において、・・・」としてネイチャーポジティブの説明がなされているが、ここでは、「ネイチャーポジティブ」用語は出てこない。最初に説明されるのは、p.26 line18 の段落である。この見出しは p.24 「(2) 顕在化した地球環境の危機と SDGs、パリ協定等の採択」とされており、明確に「昆明・モントリオール生物多様性枠組みの採択」と書いてないので（見出しに書くべきである）、p.26 line18 の段落を読み落としてしまうと、その後に多用に出てくる「ネイチャーポジティブ」用語の意味が、やや不鮮明なままに読み進めることとなる。HP など環境省が説明している「ネイチャーポジティブ」の5つの基本戦略は、たとえ、その説明を読んだとしても、2030年ミッションの本来の意味をきちんと理解していないと、生物多様性保全の重要性の理解に繋がりにくい。「自然資本」や多くの生態系サービスは、生物の多様性が担保する多様な生態系機能により支えられている。加えて、生物の多様性が生態系のレジリエンスや安定性を高め、支えていることを忘れてはならない。そうした科学的根拠が、「ネイチャーポジティブ」という標語に隠れてしまい、現在進行している身近な生物の絶滅速度の上昇を、可能とするあらゆる手段で止めて反転させるのだ、という本来の意味が希薄になる、そういうことを危惧する。
- ・ p.118 line30 からの段落の書き方の問題であるが、31-32行目にこのようにまとめてしまうと、その下に書かれているネイチャーポジティブ実現のための5つの基本戦略が希薄化してしまう。ネイチャーポジティブ実現はこれだけののだ、と、明確に示すような書き方にしてください。
- ・ p.154 ③湖沼
富栄養化した湖沼では「流域の農地を主とする面源管理」に苦慮している。その点を、書き込めないか？
- ・ p.117, p.171 環境影響評価について、
現在実施されている「事業」の国民（住民だけではない）への周知の仕方を含め、事業者の環境アセスメントの一連の過程で生じる情報公開のあり方が、例えば、配慮書や方法書の閲覧などが、事業を実施する地域でしか閲覧できない、コピーやダウンロードできない、など課題が多いように思われる。自然破壊が伴う事業については、より慎重な対応がとれるように、様々な観点から制度のあり方の検討を早急を実施してほしい。

淡路委員

①54p 36 行目

一方、・・・通じて、持続可能な社会の構築に寄与する資金の流れを生み出すことが期待される。

⇒通じて、事業者の環境負荷の低減につながる投資を促し、持続可能な社会の・・・

②同 p 36 行目

事業者については、金融側の動きに応じて、TCFD や・・・

③55 p 3 行目

である。(追加) その際、支援の必要な中小企業に対しては、金融機関は伴走支援を通じて、事業戦略の推進と経営の安定、事業拡大に貢献することが期待される。

④<意見>この度新たに定義づけられる「中小中堅企業」の表現を計画内で適宜適切に使用すべきと考えます。現状は「中小企業」と「中小中堅企業」の表現の両方が使われていますが、使い分けられているのか気になります。

<p>堅達委員</p>	<p>(引用ページは、溶け込み版)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p4 1 39 と p37 1 4 「同心円」という表現は、図がないと直感的に理解できないのではないか。 ・ p4 1 26 社会変革(Transformative Change) は、以後はこの訳だとしても、初出では、英語が持つ意味をしっかりと伝えるためには、根本的な社会変革、とした方がいいのではないか。 ・ p5 1 10 「構造的な」の間違いでは？ ・ p13 1 29 DID は、一般市民には分かりにくい。人口集中地区など付記が必要ではないか。 ・ p14 1 17 の GDP4 位は見通しではなく、すでにそうなっている。 ・ 海面上昇については、P25 1 36 と p67 127 にのみ出てくるが、WMO が去年 2 月に発表した報告書「世界の海面上昇とその影響」によれば、温暖化が 1.5℃ の場合でも今後 2000 年の間に、世界の海水面は約 2～3m 上昇し続けると判明しており、我が国にとっても極めて重要な問題である。危機感もしくは適応の分野のどこかに織り込むべきではないか。 ・ p17 1 25 の世界経済フォーラムのグローバルリスク報告書の記述は 2023 年版に基づいているが、直近の 2024 年版の情報「地球システムの危機的変化（気候の転換点）」なども付記した方が良いのではないか。 ・ p28 1 24 海面漁業 についての記述だが、漁獲量の減少の主な要因は、日本では特に乱獲であるにもかかわらず、気候変動が原因であるかのように誤解される恐れがある。気候変動の影響もちろんあるが、乱獲についても記載すべきではないか。
-------------	--

・ p33 1 16 原発事故に関する記述が、現在も続いている福島県の状況や能登地震後に明らかになったリスクに鑑みて、非常に薄く描かれている印象を受ける。「東日本大震災・原発事故によって発生した放射性物質による環境汚染が発生したことから、(発生が2回あり、文章が読みにくいが)」のあたりで、少なくとも、深刻な環境汚染などとすべきで、できれば、もう少し書き込むべきではないか。最大の環境汚染である放射能汚染に対する国民の意識が薄れ、このままでは、忘れ去られていく懸念がある。

・ p37 1 40 「率先して努力した人が報われるインセンティブの付与」はもちろん重要だが、基本計画全体を見渡しても、持続可能な成長や地域循環共生圏の実現のためにも、「環境負荷を減らした人(あるいは、環境負荷を減らす行動を取った人)の方が得をする」あるいは、「環境負荷を減らした人が報われるインセンティブ」のための仕組みづくりが肝要であることが、今ひとつ伝わっていないのではないか。こうした基本的な考え方は、もっとしっかりと書き込むべきである。この位置が難しい場合は、「環境価値への適切な評価」やグリーン経済について述べているところでも良いので、はっきりと記載すべきである。

・ p61 1 9 小規模な洋上風力発電 小規模な、とついていることの意味がよくわからない。

・ p79 1 6 充電・水素充てんインフラ設置促進等の道路交通をグリーン化する取組。→他の箇所にも度々出てくるが、水素充てんインフラ設置は、充電ステーションの設置と同列のスピードやスケールでは進められないのではないか。デンマーク等では、水素充てんインフラが経済的に成り立たないとして、撤退する動きも出始めている。水素は、重工業の脱炭素化やコンビナートなど湾岸地区では有効だが、全国津々浦々にまで水素ステーションを建設することの経済性については議論があり、書き振りに留意すべきではないか。

・ p82 1 15 海外へのエネルギー関連による資金流出については、データが古いのではないか。去年は、約35兆円もの流出があったとされ、最新のデータを用いるべきではないか。

・ p106 1 13 CEREPは、循環経済及び資源効率性原則(CEREP)と一度説明すべきではないか。

・p133 1 2 水素・アンモニアや CCUS/カーボンリサイクル等の活用により、脱炭素型の火力発電に置き換える取組を推進していく。というくだりについては、現状では水素・アンモニア製造時に CO2 が排出されることやコスト面での課題から、世界的には、1.5℃目標に整合しないとの批判があることに、十分留意すべきであり、書き振りに工夫が必要ではないか。

(全般的に)

・プラスチックの問題が、海洋ごみ対策やプラスチック汚染、の概念でのみ記されている。国民にわかりやすい「使い捨てプラスチックの削減」という言葉が全く書かれていないことに加え、こうした削減対策が、気候変動対策にも資するという重要な考え方が反映されていないのは、国民の行動変容にもつながらないのではないか。

・持続可能な農業の分野で、「環境再生型農業」という言葉やその重要性が全く記されていない。世界のトレンドから遅れているのではないか。

・「ヒートポンプ」など、省エネルギーを進める上での「熱」対策が重要であることが、十分伝わっていないのではないか。

小屋委員	<p>P54「事業者の役割」について</p> <p>事業を発展・存続させていくためには、中小企業においても、サステナビリティの観点を持つことは重要です。</p> <p>一方、現時点でサステナビリティ戦略を持ち合わせている中小企業は少なく、中小企業の役割に「サステナビリティ戦略と事業戦略を統合的に進める」という表現に唐突感があります。</p> <p>カーボンニュートラルもサステナビリティに包含されるが、ようやく「カーボンニュートラル」への理解が深まってきたのが実情のため、中小企業においては、まずは、サステナビリティの理解を深めることが肝要と考えます。</p>
------	---